

市の職員数や給与などの状況を公表します 人事行政の運営等の状況

市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき職員数や給与などの状況についてお知らせします。
 職員課 71・2405 71・5155

●職員の任免 および職員数に関する状況

- (1) 職員の採用および退職の状況
 平成 30 年度退職者 35 人 平成 30 年 10 月採用者 2 人
 平成 31 年 4 月採用者 24 人
- (2) 職員数の状況 (人)

部 門	職員数		対前年 増減数	
	H 30.4.1	H31.4.1		
一 般 行 政	議会	6	6	0
	総務	176	173	-3
	税務	49	49	0
	民生	168	170	2
	衛生	60	60	0
	労働	1	1	0
	農林水産	48	47	-1
	商工	20	20	0
特 別 行 政	土木	63	62	-1
	小計	591	588	-3
公営企業等	教育	72	71	-1
	水道	19	19	0
	下水道	11	11	0
	その他	36	35	-1
小計	66	65	-1	
合計	729	724	-5	

(注) 地方公共団体定員管理調査の数値です。職員数は一般職に属する職員数であり、退職者などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

●職員給与の状況

- (1) 人件費の状況 (普通会計決算)
- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 住民基本台帳人口
平成 31 年 3 月 31 日現在 | 97,581 人 |
| 歳出額 (A) | 39,037,637 千円 |
| 実質収支 | 715,972 千円 |
| 人件費 (B) | 5,188,564 千円 |
| 人件費率
(B/A) | 13.3% |
- (注) 人件費には特別職(市長等、審議会委員など)に支給される給料、報酬等を含みます。

- (3) ラスパイレス指数(給与水準)の状況
- | 区 分 | 安曇野市 | 全国市平均 |
|-------|------|-------|
| 30 年度 | 96.9 | 99.1 |
- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を 100 とした場合の給与水準を示す指数です。

●職員の勤務時間その他勤務条件の状況

- (1) 勤務時間の状況
 1 日 7 時間 45 分(原則として午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分・休憩時間を除く)勤務です。休日は土・日、祝日年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)です。
- (2) 年次休暇の取得状況
 平成 30 年中の一人当たりの平均取得日数は 9.5 日でした。
- (3) 育児休業の取得状況
 平成 31 年 4 月 1 日現在育児休業中の職員は 28 人でした。

●特別職の報酬等の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	月 額	期末手当
給料	市 長	928,000 円
	副市長	768,000 円
	教育長	654,000 円
報酬	議 長	459,000 円
	副議長	383,000 円
	議 員	360,000 円

(平成 30 年度支給割合)
 6 月期 1.575 月分
 12 月期 1.775 月分
 計 3.35 月分
 加算措置 40%

●安曇野市職員の退職後の再就職状況 (人)

平成30年度 退職者数	再就職先			再就職者 合計	自営業・ 不明等
	本市再任 用職員	市非常 勤職員	民間企 業等		
35	11	0	9	20	15

(注) 上記退職者数には、再就職先の届出義務のない職員が含まれています。

- (2) 職員給与費の状況 (平成 31 年度一般会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
708人	2,536,106千円	346,869千円	1,003,081千円	3,886,056千円	5,489千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。当初予算に計上された額です。

- (4) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
安曇野市	309,819円	348,710円	43歳1月	-	-	-
長野県	337,902円	401,439円	45歳5月	283,938円	305,451円	58歳0月

(注) 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

- (5) 職員の初任給の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	安曇野市	長野県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	総合職 194,000円
			一般職 180,700円
	高校卒	148,600円	156,200円

- (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分	学 歴	経 験 年 数			
		7 年 以 上 10 年 未 満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年 以 上 30 年 未 満
一 般 行 政 職	大学卒	241,069円	309,200円	349,872円	374,791円
	高校卒	203,500円	300,600円	319,363円	360,000円

- (7) 職員の手当の状況

区 分	支給割合		安曇野市		長野県		国	
	期末手当	勤勉手当	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
6 月期	1.225 月分	0.90 月分						
12 月期	1.375 月分	0.95 月分						
計	2.6 月分	1.85 月分						
職務の級による加算措置 有								

○期末手当・勤勉手当(平成 30 年度) ○退職手当(平成 31 年 4 月 1 日現在)

- (注) 国、県と同じ支給割合です。
- その他の手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

手当名	内 容	手当名	内 容
扶養手当	主として職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給されます。 ○配偶者 7 級以下 月額 6,500 円 8 級 月額 3,500 円 ○子 月額 10,000 円 (15歳～22歳の子は 1 人につき 5,000 円加算) ○父母等 7 級以下 月額 6,500 円 8 級 月額 3,500 円	管理職手当	職制上の段階により支給
寒冷地手当	11 月～3 月の各月に支給 ○扶養親族のある世帯主 月額 17,800 円 ○扶養親族のない世帯主 月額 10,200 円 ○その他の職員 月額 7,360 円	時間外勤務手当	時間外の勤務 1 時間につき、給料月額を基本とした時間単価の 125%～160%を支給
通勤手当	○交通機関利用の場合 通勤に要する運賃相当額(月額 55,000 円限度) ○自動車等を利用の場合(片道 2Km 以上)月額 2,000 円～(片道 60Km 以上)月額 31,600 円	特殊勤務手当	○感染症等防疫作業手当 日額 500 円 ○行旅死病人取扱手当 1 件 1,500 円～2,500 円 ○犬猫等死体処理作業手当 1 件 500 円 ○野犬等処理作業手当 1 件 500 円 ○福祉業務手当 日額 300 円または 500 円
		住居手当	借家等の場合 月額 27,000 円限度

●職員の福祉および利益の保護の状況 (平成 30 年度)

- (1) 健康診断などの実施状況
 定期健康診断等受診者数 111 人 人間ドック受診者数 492 人
 ＊がん検診は健康診断や人間ドックの受診時に実施しています。
 ＊退職者などは希望があった場合に実施しています。
- (2) 職員互助会の設置および活動状況
 地方公務員法第 42 条に基づき安曇野市職員互助会を設置し、職員の健康増進、体力向上、その他福利厚生に関する事業を実施しています。
 ・互助会名称 安曇野市職員互助会・長野県市町村職員互助会(会員数 707 人)
 ・職員互助会費 給料月額の 3.5/1000 ・市負担金 給料月額の 3.0/1000 (市負担金総額 802 万円)
 ・平成 30 年度決算額 収入 4,280 万円 支出 3,518 万円
 (支出の主な内訳: 県互助会掛金・負担金 1,363 万円、県互助会からの給付金 1,286 万円、職員スポーツ大会 51 万円)
 ・平成 31 年度予算額 4,360 万円 (うち市負担総額 783 万円)
- (3) 公務災害の認定状況
 公務や通勤途上の災害により負傷または死亡した場合には、一定の補償が行われます。
 公務災害認定・・・4 件 通勤公務災害・・・1 件
- (4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況等
 勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

●職員の研修の状況 (平成30年度)

区 分	種 類	のべ人数
集合研修	採用年次別研修、階層別研修 等	2,622 人
出張研修	業務別専門研修 等	104 人
派遣研修	国・県等への派遣研修	1 人

●職員の分限処分および懲戒処分の状況

平成 30 年度分限処分者数および懲戒処分者数等 (人)

分限処分者					懲戒処分者					訓告等
免職	休職	降任	降格	小計	免職	停職	減給	戒告	小計	
0	7	0	0	7	0	0	0	0	0	22

- (注) 1 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的とします。いわゆる「病気休職」等です。
 2 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的とします。
 3 訓告等とは、懲戒処分ではないが、自己の行為に対しての責任を自覚させ、将来を戒め職務遂行に対する姿勢の改善等を目的とします。(訓告 3 人、文書による嚴重注意 10 人、口頭による嚴重注意 9 人)

●非常勤(臨時)職員数の状況

区 分	職員数 (人)		
	H 29.4.1	H 30.4.1	H 31.4.1
合計	727	741	731

(注) 代替登録職員等の各課管理の職員は除きます。

●賃金等の決算状況

区 分	28 年度	29 年度	30 年度
賃金 (A)	1,453,075 千円	1,461,905 千円	1,514,932 千円
社会保険料等 事業主負担金額(B)	216,349 千円	218,073 千円	221,963 千円
合計 (A + B)	1,669,424 千円	1,679,978 千円	1,736,895 千円